

茨建協発第 13 号  
令和 3 年 4 月 16 日

会 員 各 位

一般社団法人 茨城県建設業協会  
会 長 石 津 健 光  
(公印省略)

## 『登録解体工事講習』の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）による解体工事業の新設に伴い、改正法施行前のとび・土工工事業の技術者に対しては新たに解体工事の技術者資格を取得するための一定の準備期間を設けることとするため、令和 3 年 3 月 31 日までに限り、解体工事業の技術者とみなすこととする経過措置を設けておりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大による登録解体工事講習の受講機会の減少等を受け、改正省令の一部改正を行い、現行令和 3 年 3 月 31 日までとなっているとび・土工工事業の技術者に対する経過措置が令和 3 年 6 月 30 日まで延長されることとなりました。

経過措置対象となる技術者が、令和 3 年 7 月 1 日以降、解体工事業の営業所専任技術者、監理技術者または主任技術者となるためには、「登録解体工事講習の受講」または「解体工事業の実務経験（1 年以上）」のどちらかが必要です。

受講対象者は、平成 27 年度以前の土木施工管理技術検定試験（1 級または 2 級）、建築施工管理技術検定試験（1 級または 2 級）に合格した方などです。

つきましては、「登録解体工事講習」実施機関である一般財団法人全国建設研修センターと当協会との共催による、標記講習会を開催することといたしましたので、受講対象者がいらっしゃいましたら、別紙申込書（EXCEL 様式）と顔写真データ（JPG データ）を当協会業務課まで E メール（[ibaken@ibaken.or.jp](mailto:ibaken@ibaken.or.jp)）にてご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、受講料につきましては、申込みと同時に下記口座までお振込みくださるようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 令和3年6月15日（火） 12：20～17：00
2. 場 所 茨城県建設技術研修センター 3階 大ホール  
水戸市青柳町4193 TEL：029-228-3881
3. 定 員 100名
4. 受 講 料 10,450円（1名）
5. 申込方法 ①別紙申込書(EXCEL 様式)及び顔写真データ(JPG データ)  
を下記のメールアドレスまでご送付ください。  
②受講料を下記の口座あてお振込みください。
6. 申込期限 令和3年5月21日（金）  
（※申込期限内でも定員になり次第締め切ります。）
7. 振 込 先 銀行名：常陽銀行 本店営業部  
普通預金 3125684  
口座名：一般社団法人 茨城県建設業協会
8. 送 付 先 一般社団法人 茨城県建設業協会 業務課：鈴木  
TEL：029-221-5126  
FAX：029-225-1158  
Eメール：[ibaken@ibaken.or.jp](mailto:ibaken@ibaken.or.jp)

※「登録解体工事講習」実施機関である一般財団法人全国建設研修センターから、別紙申込書（EXCEL 様式）に記入されたメールアドレスに受講票が届きますので、お間違えのないようお願いいたします。